

VII ひとり親・寡婦・女性福祉

1. 相談

(1) 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の生活一般について相談に応じ、必要な助言、指導を行うとともに、関係機関と協力し、ひとり親の自立を助けるために必要な指導を行っています。

具体的な内容は、次のとおりです。

- ① 母子、父子、寡婦福祉資金の貸付、償還に関する相談
- ② 生活費、教育費、医療費、手当等の経済上の問題に関する相談
- ③ 就職、生業、住宅、離婚、母子生活支援施設等生活上の問題に関する相談
- ④ 自立を促進するためのひとり親自立支援プログラムを策定

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課内）

(2) 女性相談員

女性に対する相談業務を行っています。

今日、社会状況の変化とともに、女性をとりまく問題も多様化し、それに伴ってさまざまな問題が生じています。夫の酒乱、暴力、借金、離婚問題、家庭内の不和、子どもの教育、男女問題など多岐に渡っています。

知識や経験を生かして、親身になって助言、指導にあたります。

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課内）

2. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの健全育成を図るために、修学資金など各種資金の貸付申請の受付・相談窓口です。

電話番号：23-5609（子ども支援課内）

(1) 母子福祉資金

母子家庭の母親又はその児童に対して貸付を行っています。

<貸付区分>

修学資金、就学・就職支度資金、修業資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金、事業開始及び事業継続資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金

(2) 父子福祉資金

父子家庭の父親又はその児童に対して貸付を行っています。

<貸付区分>

修学資金、就学・就職支度資金、修業資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金、事業開始及び事業継続資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金

(3) 寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法により母子（子ども 20 歳以上）や、子どものいない 40 歳以上の一人暮らしの寡婦に対しても貸付を行っています。

<貸付区分>

修学資金、就学・就職支度資金、修業資金、転宅資金、生活資金、技能習得資金、事業開始及び事業継続資金、医療介護資金、住宅資金、結婚資金

3. 高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金

就職に有利となる資格の取得を目指している母子家庭・父子家庭の親を支援するために、生活費を援助します。

電話番号：0572-23-5958（子ども支援課内）

(1) 高等職業訓練促進給付金

資格取得のために 1 年以上専門学校などで修学する場合一定期間（上限 4 年）、給付金を支給します。

非課税世帯：100,000 円/月 課税世帯：70,500 円/月

修業期間の最後の 12 か月は月額 40,000 円ずつ増額されます。

非課税世帯：140,000 円/月 課税世帯：110,500 円/月

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

就学期間終了後に、入学時の負担費用等に対して給付金を支給します。

非課税世帯：50,000 円/月 課税世帯：25,000 円/月

4. 自立支援教育訓練給付金

母子家庭・父子家庭の親が適職に就くための必要な資格や技能を身に付けるために指定の教育講座を受講・終了した場合に、その費用の一部を助成します。

【支給額】

- ① 一般教育訓練給付金又は特定一般訓練給付金の特定講座の費用の 60%に相当する額（上限 20 万円）
- ② 専門実践教育訓練給付金の指定講座の費用の 60%に相当する額（上限 修学年数×20 万円、最大 80 万円）
- ③ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は①または②に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※申請する際は、講座の指定を事前に受ける必要があります。受講前に必ずお問い合わせください。

※費用の 60%の額が 12,000 円を超えない場合は支給しません。

電話番号：0572-23-5958（子ども支援課内）

5. ひとり親高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進資金給付金の受給者を対象に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、資格取得を促進することや、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に住宅支援資金を貸し付けます。

電話番号：0572-23-5609（子ども支援課内）

（1）入学準備金

高等職業訓練促進給付金の受給者が対象

貸付金額 50 万円以内

貸付利子 年 1.0% ※連帯保証人がいる場合は無利子

（2）就職準備金

高等職業訓練促進給付金を受給し、養成機関の訓練を終了し、資格を取得した方

貸付金額 20 万円以内

貸付利子 年 1.0% ※連帯保証人がいる場合は無利子

（3）住宅支援資金

児童扶養手当の受給者（同等の所得水準の方を含む）で、ひとり親自立支援プログラムの策定を受けている方

貸付金額 入居している住宅の家賃（月額上限 4 万円・12 ヶ月以内）

貸付利子 無利子